

## 阿久比町個人用次世代自動車購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、次世代自動車を新規購入する者に阿久比町個人用次世代自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町内において環境性能に優れた次世代自動車の普及促進を図り、家庭から排出される温室効果ガス排出量の削減に寄与することに加え、災害時の活動継続性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要綱は、阿久比町補助金等交付規則（昭和53年阿久比町規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自動車検査証 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第58条に規定する自動車検査証をいう。

(2) 次世代自動車 次に掲げる車両をいう。

ア 燃料電池自動車 四輪以上の検査済自動車（自動車検査証の交付を受けた法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、その自動車検査証に燃料電池自動車である旨が記載されているもの

イ 電気自動車 四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証に電気自動車である旨が記載されているもの

ウ プラグインハイブリッド自動車 四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車である旨が記載されているもの

(3) 新規購入 自家用車として個人が購入した次世代自動車について、法第8条の規定による新規登録及び自動車検査証の交付を受けていることをいう。

(4) 車両本体価格 附属品、特別仕様、保険及び登録等に係る費用並びに消費税及び地方消費税に相当する額を除いた車両の価格（車両の価格に値引きがある場合は、当該値引き後の価格）をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に居住し、非営利かつ自ら使用する目的で次世代自動車を新規購入した個人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新規購入時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本町の住民基本台帳に記録されており、第6条の規定による申請時においても引き続き記録されている者
- (2) 自動車検査証に使用者として記載されている者
- (3) 町税の滞納がない者
- (4) 阿久比町暴力団排除条例（平成23年阿久比町条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有していない者

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、購入した次世代自動車の車両本体価格とし、補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費の額が別表第1の補助金の額の欄に規定する額未満の場合は、補助の対象としない。

2 申請は、申請者ごとに同一年度において1回限りとする。

3 町が年度内に交付することができる補助金は、予算で定める額の範囲内とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自動車検査証交付日後90日以内又は自動車検査証交付日の属する年度の末日（同日が町役場の閉庁日に当たるときは、その直前の開庁日）のいずれか早い日までに、阿久比町個人用次世代自動車購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（3か月以内に交付されたものに限る。）
- (2) 購入した次世代自動車の自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証にあっては、使用者の住所及び登録年月日がわかる自動車検査証記録事項の写し）
- (3) 町税納付状況確認同意書（様式第2号）又は申請日前1か月以内に発行された町税を滞納していないことが確認できる書類
- (4) 誓約書（様式第3号）

(5) 次世代自動車の車両本体価格が確認できるものの写し

(6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付することを決定したときは、阿久比町個人用次世代自動車購入費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、条件を付すことができる。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに阿久比町個人用次世代自動車購入費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、阿久比町個人用次世代自動車購入費補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱及び関係法令等に違反したとき。

(3) その他町長が適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、申請者に対し、速やかに阿久比町個人用次世代自動車購入費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、その旨を通知するものとする。

(取得財産の処分)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付決定に係る次世代自動車（以下「取得財産」という。）に係る新車登録の日から起算して4年以内に、町長の承認を受けずに当該取得財産を補助金の交付趣旨に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保として提供（以下「処分」という。）をしてはならない。

2 補助金の交付を受けた者で、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ財

産処分申請書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、処分を承認し、その承認に条件を付したときには、財産処分承認通知書（様式第9号）により、その承認事項及び条件を申請者に通知するものとする。
- 4 町長は、補助金の交付を受けた者が第1項の規定により取得財産を処分した場合、取得財産の処分をしたことにより生じた利益の額と、取得財産に係る新車登録の日から処分の日における経過年数に応じ、別表第2に定める額との合計について、交付した補助金額の範囲内でその全部又は一部を町に返還させる。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 天災による破損等、補助金の交付を受けた者の責めに帰すべき事由以外の事由で取得財産を廃棄するとき。
  - (2) 補助金の交付を受けた者の死亡、身体の不調等その他補助金の交付を受けた者の責めに帰すべき事由以外の事由により、取得財産を使用できなくなった場合に廃棄するとき。
  - (3) その他町長が処分についてやむを得ないと認めるとき。

（調査）

第11条 町長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において申請者に対し調査等を行うことができる。

- 2 申請者は、町長が前項の調査等を行う場合は、これに協力しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区分	補助金の額
燃料電池自動車	1台につき20万円
電気自動車	1台につき10万円
プラグインハイブリッド自動車	1台につき5万円

別表第2（第10条関係）

新車登録の日からの経過年数	補助金の返還額
1年未満	補助金全額
1年以上2年未満	補助額に4分の3を乗じて得た額
2年以上3年未満	補助額に4分の2を乗じて得た額
3年以上4年未満	補助額に4分の1を乗じて得た額

備考 1, 000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。